

昭和十一年 十二月 日

補中遺現由考

左多部神田己三郎等

財団法人東洋文化研究所

長沼古之

文部省科學教育司長

あかあが格も平和的文化名宗として列名に任じたい

くためにはわか玉民の諸外をに封する現和と探め

ることのみあはいふ迄も^{あつて}其か、それより比原に必

あることは遠 馳星格等々に日本の事情、吾民性

社会の情まとも現解してもらふことである

遊覧等の^{さうして}~~さうして~~定結^は申す^{から}わい^りと^り時^に決^り

あるが、個人^の具^に傳^へる^をと^{して}其^は我^たる^に比^原に

教科書や言語資料の關係から

上級日本語には既に確たる基礎を築きあげておいてある。又、
初級日本人言語文化研究所には早くからこの研究
と痛感し、新刊書の作成、資料の蒐集等、
仰の書出願も企てたと云々と綴さうと努力を
果たしてある。殊に本所理事長は元米西大
傳報日本語主任委員として二十餘年近く語
言特科^部外語部^長を兼^任し、現に遠征委員
アール・カシウの日本語研究主任である。至^らず
之^の見^か現方^の周^の關係^の方面と接^し、
其に民間有志の協力を仰^ぎ、
努力を怠らざることを期す。

しかしかやうな一般的事象として目前の場と
場としての友人に比あらずして誤解や紛争の基となる
高き疎通を目的とすはねはまらぬを(其の)
最も近道は通駐を傳授にわが国語を習つても
ふことありませう。

通駐をなすは必要ありては(其の)部隊に於て

日本語を教へて施して居るべきか(其の)更に擴

張して大規模な日本語教育を行はうとてあ

うことありませう。しかしそれは日常事最近の日

本語を習ひませうして日本関係の増進を期すのたの

教育の

しかるに最近に於ては基礎を失ひ、各種の制限等
 にも、豫定の定率と異なることか不可成し、且
 かりきり、経費の増加も中絶せしむる上、諸
 般、人件費の早騰、その結果か膨脹し、
 この分には予定の懸念も危ぶまれ、やむを得ず
 必要を以て増成を申請す、此の如く、

譲渡金
 1,000,000

1,000,000
 1,800,000

定率
 不足

不足
 2,000,000

證書

教育部訓令第三三號第一二

附屬法人言語文化研究所

理事長 中村 正

昭和二十一年十二月

教育部科学教育局長殿

附屬法人

四月奉復 貴省振興會の請求の表係書更申

請求と認務委員及関係機関に提出し、おしんを

附屬法人日本陸軍省振興會の請求は附屬

法人言語文化研究所に寄附す。ことと許可

せらるる。此と認務委員の請求

昭和二十一年十二月 日

東京都神田區三崎町一ノ二

財団法人 言語文化研究所

理事長 長 沼 直 昇

文部省科學教育局長 殿

補助申請理由書

わが國が將來平和的文化國家として列國に伍していくためにはわが國民の諸外國に對する理解を深めることの必要はいふ迄もありませんが、それよりも更に必要をことは進駐軍將兵に日本の國情、國民性、社會事情などを理解してもらふことであります。

かやうな一般的問題を別として目前の急務をしのぐ爲にもあらゆる誤解や紛争の基となる意志の疎通を圖らねばならぬのであります。その最も近道は進駐軍將兵にわが國語を習つてもらふこととあります。

進駐軍では昨年來各部隊に於て日本語教育を施して居りましたが、最近これを更に擴張して大規模な日本語教育を行はうとしてゐることとあります。しかしそれは日常卑近の日本語のみでありません。日本語の指導者のための上級日本語には教科書や教育資料の關係から殆ど手を染めてゐないのであります。

財団法人言語文化研究所では早くからこの必要を痛感し、教科書の作成、資料の蒐集等と教師の養成を企て之を實行に移さうと努めて來たのであります。殊に本所理事長は元米國大使館日本語主任教官として二十年近く語學將校や外務留學生などを教習し現に進駐軍アーミーカレッジの日本語科主任であるので之が實現方に關して關係各方面と接衝すると共に民間有志の寄附を仰いで漸くその曙光を見るに至つたのであります。

しかるに最近に於ける金融事情、各種の制限等により豫定の寄附を集めることが不可能となつたのみならず從來の政府助成金も中止されその上、諸物價、人件費の昂騰のため經費が膨脹し、この分では事業の繼續も危ぶまれるやうな状態なので敢えて助成を申請する次第であります。

預金通帳名義變更許可申請書

昭和二十二年二月 日

神田區三崎町一丁目二番地

財団法人 言語文化研究所
理事長 長沼直兄



大藏大臣石橋湛山殿

標題ノ件左記ノ通り申請イタシマス

一 預先名稱 株式三和銀行東京支店

一 通帳口座番號 C 七八四

一 現在殘高 金一、六八五圓 〇

一 舊名義 財団法人 日本語教育振興會

一 新名義 財団法人 言語文化研究所
理事長 松尾長造

一 理由 財団法人 言語文化研究所ハ舊法人日本語教育振興會ヲ繼承シテ設立セラレタノデアリマス、ソレ故預金通帳ノ名義ヲ變更スル必要ガアリマス

以上

昭和二十一年度予予の計画

一、日本語と周との基礎油壺研究

二、最近、吾語吾字の(形) (音) 科ノ蒐集と檢討

整の理ノ基礎ヲ確立ス

三、外人ニ対スル日本語教育ノ教材及於接性ノ調

査研究ヲ行フ

四、聯合語格(音) 義ノ一般外人ニ対スル日本語を核トシ

テ云フ

五、聯合語格(音) 義ノ一般外人ニ対スル日本語を核

トシテ其ノ長所短所ノ一ヲ以テ其ノ研究ノ可成ルヲ

昭和二十三年年度予了計画

- 一、日本語の基礎の調査研究、発行
- 二、学校に於ける言語教育の調査研究
- 三、日本語の基礎的調査研究
- 四、教育者の言語教育の向上
 - ① 師範学校、講習会、演習会、調査会
- 五、日本語の基礎的調査研究
- 六、日本語の基礎的研究
 - ① 研究
- 七、言語教育の調査研究の調査研究の調査研究
- 八、日本語の基礎的研究
 - ① 研究

六、言語教育、言語研究、國語書、讀本、讀本、讀本

七、外人、日本語、編纂、發行

(報告書の終へ附け加ふる文)

尚、従来、外国人に対する日本語教育事業
 を行つてゐた財団法人日本語教育振興会より
 、資料・研究成果等を譲り受け、本研究所の
 事業の一部である日本語教授に^{研究}資する予定で
 ある。同会は目下解散手続~~中~~中、
 中であり、既に本~~所~~研究所に対して寄附を
 申し出てゐる。

昭和二十一年三月二十六日

財團法人言語文化研究所
設立代表者 長 沼 直

兄長沼

文部大臣 能成殿

財團法人言語文化研究所設立許可申請書

財團法人言語文化研究所ヲ別紙ノ趣旨ニヨリ設立致度候間御許可相成度
關係書類相添へ此段及申請候也

財團法人 日本語教育振興會

東京都練田區三崎町一丁目二番地

昭和二十一年三月 日

財団法人言語文化研究所

設立代表者

長沼直 見

文部大臣

所部能成 殿

財団法人言語文化研究所設立許可申請書

財団法人言語文化研究所別紙、趣旨二日、設立

致度候間、申請可相成度、関係書類相添へ、以段
及申請候也

書類目録

- 一 財団法人設立許可申請書
- 一 定款附行為
- 一 財産目録
- 一 銀行預金証明書
- 一 設立代表者、權限ヲ証スル書面
- 一 昭和二十一年表及昭和二十二年表、事業概要及豫算書
- 一 設立代表者、履歷書
- 一 役員、承諾書

青東表書

昭和二十一年三月 日

財団法人言語文化研究所

設立代表者 長沼直見

東京部長官 藤沼正平殿

進達願

別紙財団法人言語文化研究所設立許可申請書
其、所助、御進達相成、以段、及御座候也

財團法人上之誠文化研究所財產目錄

一、金（住友銀行神田支店預金）

全貳萬圓也

預

以上

~~昭和十一年一月一日
 財團法人上之誠文化研究所
 住友銀行神田支店預金
 全貳萬圓也~~

昭和十一年一月一日

上之誠文化研究所

日本語教育振興會

4

承諾書

双国哲人言語文化研究所役員タルニテ承諾ス

和儀

昭和三十一年三月

會友範圍内

1. (双国哲人言語文化研究所役員)

双国哲人言語文化研究所役員

日本語学教育委員会



日振發第一五九号

昭和二十一年三月二十日

財團法人日本語教育振興會
理事長 長沼直見

外務省管理局 殿

外廓關係主要役員調査ニ関スル件

昭和二十一年三月十二日付管轄邦大第一五〇号ヲ以テ仰照回ノ件
ニ関シ左記ノ通り及御報告ノ候也

記

一 本年二月二十二日勅令第百一号ニ依リ解散セラレタル關係
ノ役員員又ハ其ノ構成員等ノ者

二 本年二月二十七日勅令第百九号ニ依リ公職追放該当者

(備考) 本會ハ目下解散ノ手續中ナリ

日本語教育振興會

5.

~~5枚~~

6枚

白紙
の
た
い
り
を
し

承諾書

私儀

財団法人言語文化研究所役員タニトヲ
承諾候也

昭和二十一年三月

日

財團法人言語文化研究所昭和廿一年豫算

收入之部

科目	金額	備考
第一款言語文化研究所費	二八〇,〇〇〇 _円	
第一項 事業收入	一八〇,〇〇〇	
第二項 助成金	一〇〇,〇〇〇	
支出之部		
科目	金額	備考
第一款言語文化研究所費	二八〇,〇〇〇	
第一項 俸給費	八三,八〇〇	
第一目 總主事俸給	六,〇〇〇	一人月額五〇〇 _円
第二目 主事俸給	一〇,〇〇〇	三人一人月額三〇〇
第三目 書記俸給	四,八〇〇	二人一人月額二〇〇
第四目 研究員俸給	一九,二〇〇	八人一人月額二〇〇
第五目 事務員俸給	六,〇〇〇	六人一人月額一〇〇
第六目 諸手当	三七,〇〇〇	
第二項 事務費	二四,〇〇〇	
第一目 事務費	四,〇〇〇	
第二目 備品及消耗費	八,〇〇〇	
第三目 交通通信費	二,〇〇〇	

財團法人言語文化研究所昭和廿一年豫算

收入之部

科目	金額	備考
第一款言語文化研究外費	二八〇,〇〇〇	
第一項 事業收入	一八〇,〇〇〇	
第二項 助成金	一〇〇,〇〇〇	

支出之部

科目	金額	備考
第一款言語文化研究外費	二八〇,〇〇〇	
第一項 俸給費	八三,八〇〇	

第一目 總主事俸給	六,〇〇〇	一人月給五〇〇円
第二目 主事俸給	一〇,〇〇〇	三人一人月給三〇〇
第三目 書記俸給	四,八〇〇	二人一人月給二〇〇
第四目 研究員俸給	一九,二〇〇	八人一人月給二〇〇
第五目 事務員俸給	六,〇〇〇	六人一人月給一〇〇
第六目 諸手当	三七,〇〇〇	
第二項 事務費	二四,〇〇〇	
第一目 事務外費	四,〇〇〇	
第二目 備品及消耗費	八,〇〇〇	
第三目 交通通信費	二,〇〇〇	

第四月	會議費	二、〇〇〇	理事會 臨時會 其他
第五月	雜誌及雜費	八、〇〇〇	備人志の雜誌費
第三項	研究費	三〇、〇〇〇	
第一月	言語文化研究調查費	一〇、〇〇〇	
第二月	言語教育研究調查費	一〇、〇〇〇	
第三月	日本語教育研究調查費	一〇、〇〇〇	
第四項	指導費	八〇、〇〇〇	
第一月	日本語教育研究費	三〇、〇〇〇	
第二月	日本語教育研究費	五〇、〇〇〇	
第五項	出版費	六〇、〇〇〇	
第一月	言語文化研究費	一、二〇〇	言語文化研究費二冊 之二十部一冊三月
第二月	言語教育研究費	八、〇〇〇	言語教育研究費 二冊之二十部一冊二月
第三月	日本語教育研究費	二〇、〇〇〇	日本語教育研究費 及言語文化研究費
第四月	雜誌刊行費	一〇、〇〇〇	雜誌日本語一冊刊
第五月	日本語教育研究費	一〇、〇〇〇	
第六項	豫備費	二、二〇〇	
第一月	豫備費	二、二〇〇	

第四目	會議費	二、〇〇〇	理事會 顧問會 庶務會 其他
第五目	雜誌及雜費	八、〇〇〇	備人費及雜費
第三項	研究費	三〇、〇〇〇	
第一目	言語文化研究調查費	一〇、〇〇〇	
第二目	言語教育研究調查費	一〇、〇〇〇	
第三目	日本語教育研究調查費	一〇、〇〇〇	
第四項	指導費	八〇、〇〇〇	
第一目	日本語教育指導費	三〇、〇〇〇	
第二目	日本語學校費	五〇、〇〇〇	
第五項	出版費	六〇、〇〇〇	
第一目	言語文化研究會 編輯費出版費	一、二、〇〇〇	言語文化研究會 二冊 六二部 一冊 三月
第二目	言語教育研究會 編輯費出版費	八、〇〇〇	言語教育研究會 二冊 六二部 一冊 三月
第三目	日本語教育研究會 編輯費出版費	二〇、〇〇〇	日本語教育研究會 及 六二部 一冊 三月
第四目	雜誌刊行費	一〇、〇〇〇	雜誌「日本語」再刊
第五目	日本語研究會 編輯費	一〇、〇〇〇	
第六項	豫備費	二、二〇〇	
第一目	豫備費	二、二〇〇	